

熊本県食料産業クラスター協議会

規約

平成29年9月11日改正

熊本県食料産業クラスター協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、熊本県食料産業クラスター協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を熊本県中小企業団体中央会内に置く。

(目的)

第2条 本会は熊本県内の食に関する企業、農林水産団体、大学及び国公立研究機関等が連携して県内農産物を活用し、高付加価値食品を開発・供給することにより、地域経済の活性化と食料自給率の向上に資することを目的とする。

(会の構成)

第3条 本会の会員は、次の各号に掲げるもので本会の目的に賛同した者とする。

- (1) 法人会員—熊本県内の食品及びその関連企業、農林水産団体など
- (2) 個人会員—熊本県内の大学及び国公立研究機関等に勤務する者
- 2 前項に定める者のほか、本会の目的に賛同する者は、理事会の承認を経て会員になることができる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携強化促進事業
- (2) 会員が連携しておこなう新製品開発事業
- (3) 会員の技術力強化を目的とした研究会、講習会の開催
- (4) 会員の情報交換等のための広報誌の発行
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと

(会員の責務)

第5条 会員は第2条の目的を達成するため、自ら積極的に研究開発及び商品開発等に努めるとともに、他の会員の研究開発及び商品開発を協力しなければならない。

- 2 会員は、本会の事業を行う際に知りえた秘密及び事柄を第三者に漏らしてはならない。

(入会手続き)

第6条 本会の入会希望者は、本規約に同意して入会申請書を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定に拘らず、次の理事会が開催されるまでの間、事務局は入会希望者を準会員として登録できる。

(会費)

第7条 法人会員及び準会員の会費は月額千円とし、個人会員からは徴収しない。

(脱会及び抹消)

第8条 本会員は、理事会の承認を得て脱会することができる。

- 2 本会の規約を誠実に遵守しない会員、または本会の目的に反する行為を行った会員は、理事会の承認を経て登録を抹消できる。

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名程度
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 1名

- 2 理事及び監事は、総会にて選任する。
- 3 理事の互選により、会長、副会長を選任する。
- 4 幹事は、会長が委嘱する。
- 5 この会に、会長の委嘱により顧問を置くことができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会の運営に係わる事項を審議する。
- (4) 幹事は、各種事業計画等を立案・遂行する。
- (5) 監事は、本会の会計及び業務を監査し、総会において報告する。

(総会)

第12条 総会は、年1回会長の招集によって開催するものとし、過半数の会員の出席をもって成立するものとする。ただし、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任、規約の改正、その他本会の運営に関する重要な事項

2 すべての議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じて会長が招集して開催するものとし、会長、副会長及び理事の過半数の出席をもって成立するものとする。

2 理事会は、会の運営内容について審議するとともに、本会の健全な運営遂行にあたらなければならない。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項

2 すべての議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第16条 本会の事業を円滑に推進するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱するものとする。

3 委員会に関し必要な事項は、必要により理事会の承認を経て、別に定める。

(外部委員)

第17条 本会の事業を円滑に推進するため、必要に応じてコーディネーター及びアドバイザー等の外部委員を置くことができる。

2 外部委員は、会長が委嘱するものとする。

3 外部委員に関し必要な事項は、必要により理事会の承認を経て、別に定める。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(附 則)

この規則は、平成18年02月21日より有効とする。

この規則は、平成18年06月14日より有効とする。

この規則は、平成22年08月24日より有効とする。

この規則は、平成25年07月26日より有効とする。

この規則は、平成29年09月11日より有効とする。